



化学物質適正管理計画書

2026年 8月 31日

香川県知事殿

提出者

住所 高松市新田町34番地

氏名 株式会社タダノ

代表取締役社長 氏家 俊明

(法人にあっては、その
名称及び代表者氏名)

香川県生活環境の保全に関する条例第89条第1項の規定により、化学物質適正管理計画を作成したので、次のとおり提出します。

事業所の名称	香西工場
事業所の所在地	香川県高松市香西北町747番地40
計画の公表予定年月日	2026年 9月 7日
計画の公表の方法	当社ホームページ (http://www.tadano.co.jp)
連絡先	担当部署 香西工場生産サポートG 担当者 中西 比呂司 電話番号 087-813-1011 FAX番号 087-813-1017 電子メールアドレス hiroshi.nakanishi@tadano.com

計画期間	2026年 4月 1日～ 2029年3月31日
化学物質適正管理計画	第一種指定化学物質管理の方針 ISOの適正運営により化学物質削減に取り組む 第一種指定化学物質の排出量等の削減目標及びその目標達成のための具体的方法 別紙の通り（別紙1） 第一種指定化学物質管理の体制 別紙の通り（別紙2） 従業員への第一種指定化学物質の性質等の教育及び訓練に係る事項 関係従業員に対して有機溶剤、安全衛生教育並びに、避難訓練を必ず実施。（1回/年） 化学物質のリスクアセスメントを職場毎に実施。（1回/年） 保護具のフィットテスト、eラーニングによる安全動画の視聴、管理に対する自主点検。

第一種指定化学物質に関する住民との相互理解に係る事項	別紙の通り（別紙3）
事故発生時の措置等	消防計画書による （別紙4）
その他第一種指定化学物質の適正管理に必要な事項	エチルベンゼン、トルエン、キシレン等の取り扱いが多い第一種指定化学物質については、「危険物日常・月例点検表」にて就業前に危険物付近の整理整頓状況や火気の有無などを日常点検するとともに、月末には危険物の貯蔵量や表示板の状況、タンク等の損傷等を月例点検している。 併せて、月ごとに「危険物日常・月例点検表」等により危険物が適正化されているか確認のうえ、危険物の貯蔵量や担当等を取りまとめた「危険物施設一覧表」を作成している。 なお、危険物の保管量及び担当が変更になった場合は、その都度、上記「危険物施設一覧表」を訂正することとしている。・また、事業所にて取り扱うすべての第一種指定化学物質については、危険物に該当しないものも含めて、「第一種指定化学物質管理表」にて、年度末に納入業者に確認した年間納入量と工場内にある在庫量と比較する事により、正確な第一種指定化学物質の年間使用料の把握に努めている。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

【別紙1】

第一種指定化学物質の排出量等の削減目標及びその目標達成のための具体的方法

・削減目標

化学物質名	排出先	基準年度: 2025年度	排出量等削減目標(対2025年度割合)		
			2026年	2027年	2028年
エチルベンゼン	大気	6,200kg	6,138kg(99%)	6,076kg(98%)	6,014kg(97%)
キシレン	大気	7,300kg	7,227kg(99%)	7,154kg(98%)	7,081kg(97%)
トルエン	大気	12,000kg	11,880kg(99%)	11,760kg(98%)	11,640kg(97%)
1, 2, 4トリメチルベンゼン	大気	250kg	248kg(99%)	245kg(98%)	243kg(97%)

※ 年度の生産台数によっては塗料の使用量によって増加及び減少が発生する。

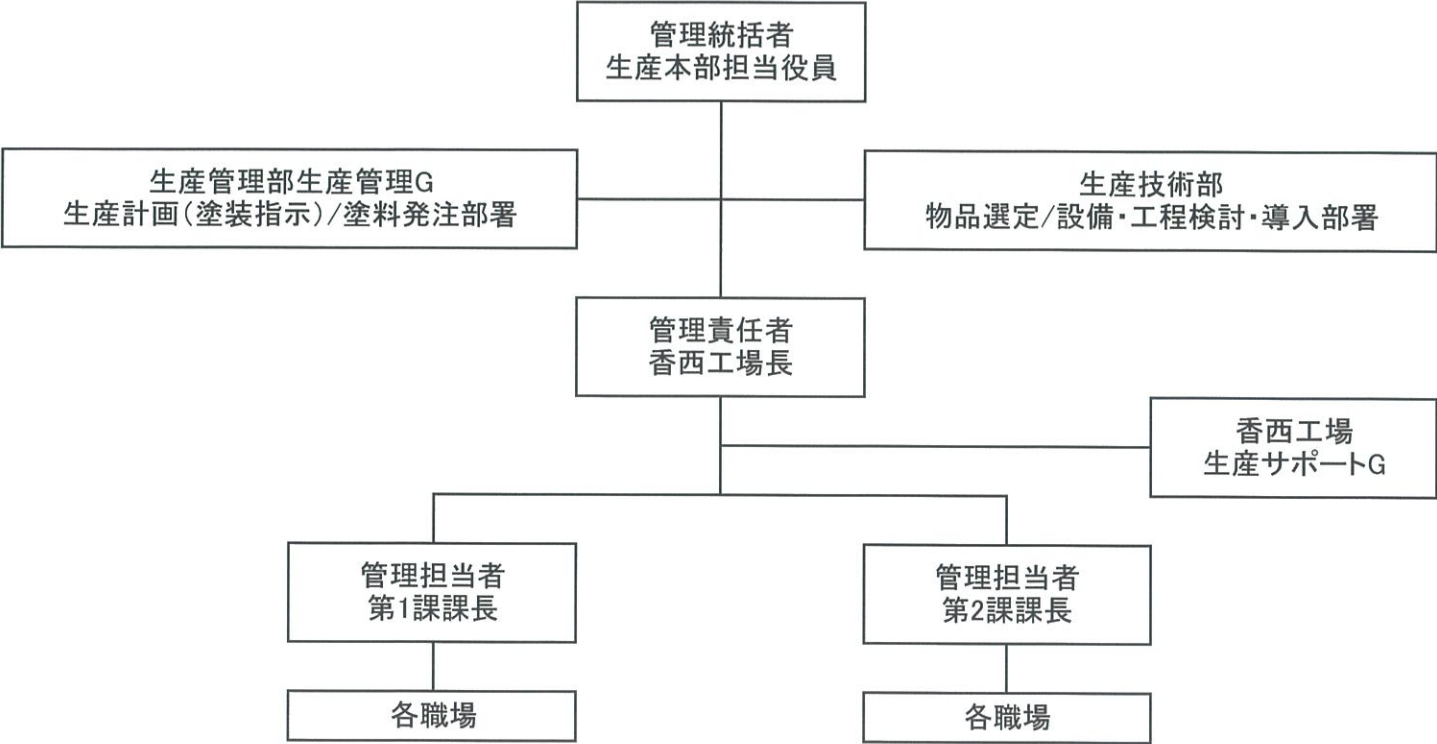
・目標達成のための具体的方法

項目	実施する具体的方法	2026年度	2027年度	2028年度
日常管理業務	従業員教育訓練	職場OJT	継続実施	継続実施
	化管法に基づく排出量等の把握及び報告	各職場に定期的に周知	継続実施	継続実施
	チェックリストによる点検の実施	記録チェック表に記録を記入	継続実施	継続実施
工程の作業改善	作業方法の適切な運用	治具化・作業マニュアル作成	継続実施	継続実施
設備改善 定期的メンテナンス	塗装ブースのバキュームやフィルタ交換等	年2回環境測定を実施	継続実施	継続実施
使用量の合理化	塗料発注量の適正化及び管理の運用	発注量と使用量の調査	モデル機種でのシミュレーション	継続実施

【別紙2】

第一種指定化学物質管理の体制

本計画に基づく処置を確実にかつ円滑に実施するため、化学物質管理委員会を設置し
その構成員並びに、責任及び権限を時評のとおり定める。



職名	構成員	責務	
管理統括者	担当役員	化学物質適正計画を承認し、本計画の推進を統括する。	
管理責任者	香西工場長	本計画の遂行に統括的な責任と権限を有し、管理担当者を指揮し、志度事業所における本計画の実施を推進する。	
管理担当者	安全衛生G 生産サポートG	化学物質適正計画(案)を立案し、本計画の進捗状況の点検及び評価を行う。	
	第1課長 第2課長 各職場長	各課・各職場において本計画に基づく具体的措置を実施する。	
	生産技術部	本計画の達成に向け、必要に応じ塗料の選定及び設備、工程等の見直しを行う。	
	生産管理G	本計画達成に向け、塗料発注量の適正化及び管理の運用を行う。	

【第 1 種指定化学物質に関する住民との総合理解に関する事項】

社内外環境情報管理要領（社内 ISO 規定による）

1. 適用範囲

本要領は、当社環境マネジメントシステムで要求される社内外の環境情報、並びに社外から得られる環境情報及びその他の要求事項の管理に適用する。

2. 目的

環境マネジメントシステムを効率的に運用するため、社内の環境側面及び環境マネジメントシステムに関する情報の各職位間・各部署間相互の伝達、並びに社外から得られる環境に係わる情報及び要求への対処に関する手順を定める。

3. 環境に係わる情報の対象

表 1 社内外の環境情報

	環境に係わる情報の対象
社内環境情報	環境マネジメントシステムの運用に関する各職位間・各部署間の情報
	各部署の操業及び設備保全業務より得られる環境側面等に係る情報
	異常時の通報制度から得られる情報
社外の環境情報及びその他の要求事項	国、地方自治体
	各種団体及び地域住民
	業界団体、他社及び報道関係
外部への情報発信	環境方針の公開
	官庁・業界団体などへの許可の申請・届け出・報告
	公開を決定した著しい環境側面

4. 社内の環境に係わる情報伝達

- (1) 環境方針は事務所内等で、全従業員が見やすい場所に掲示し周知する。
- (2) 各部署長は、環境マネジメントシステムの運用に関する情報を日々の朝礼時等、全員が参加する場で、周知する。
- (3) 全従業員は、社内の環境に係わる異常を発見した場合、緊急事態管理要領に定める連絡体制に基づいて、情報を伝達する。

5. 環境に係わる社外からの情報

- (1) 社外からの情報を入手・受けた者は「環境に係わる外部情報の受付・対応の記録」に受付情報及び内容を記入して、担当部署に送付する。
- (2) 担当部署は、対応内容を記入して、出来る限り速やかに環境管理責任者に提出する。（但し、営法、広報の入手記録は、対象外とする）
- (3) 環境管理責任者は受領した記録の受付・対応内容を評価し、必要に応じて対応内容を再検討し

【別紙 3】

対応を行って、その結果を「環境に係わる外部情報の受付・対応の記録」に記録する。

- (4) 但し、必要に応じて関係部署、総括環境管理責任者と内容について協議する。
- (5) 環境管理責任者は「環境に係わる外部情報の受付・対応の記録」のコピーを安全衛生Gへ送付する。安全衛生Gは、必要に応じてマネジメントレビューで内容を報告する。
- (6) 著しい環境側面として社外へ公開する場合は、6. (3) に従う。

6. 社外への発信

- (1) 法・協定などに基づく許認可申請と報告

当該部長は官庁などへの法及び協定に基づく許可・認可、届け出及びこれらに基づく各種の報告を「法その他要求事項管理要領」に従って行う。

- (2) 環境方針

「環境方針」はホームページにて公開する。

- (3) 著しい環境側面について公開、非公開を検討し、公開すると決定したものについては記録を残す。

以上

【別紙 4】

消 防 計 画 書

令和 元年8月29日

令和 3年8月19日

制定

改訂

事業所:株式会社 タダノ 香西工場

所在地 : 高松市香西北町747番地 40

電話番号 : 087-813-1011

目次

1	第1章 総 則	
	第1節 目的	1
	第2節 防火管理者の権限及び業務等	1
2	第2章 予防管理対策	
	第1節 予防管理組織等	2
	第2節 火災予防に関する点検、検査および結果報告	2
	第3節 震災予防措置	3
	第4節 防災教育	3
3	第3章 自衛消防活動対策	
	第1節 自衛消防組織	3
	第2節 権限および任務	3
	第3節 自衛消防活動	4
	第4節 地震時等の活動	5
	第5節 訓練	5
4	別表	
	第1 予防管理組織	6
	第2 防火担当区分	7
	第3 点検検査基準・自衛消防隊の任務・訓練実施計画	8
	第4 自衛消防隊組織図	9

消防計画

第1章 総 則

第1節 目 的

(目 的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、株式会社タダノ香西工場（以下会社という）における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害予防及び人命の安全並びに災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 防火管理者の権限及び業務等

(防火管理者の権限)

第2条 防火管理者は、工場長があたり、この計画についてのいっさいの権限を有するものとする。

(防火管理者の業務)

第3条 防火管理者は、次の業務を行うこととし、その責任を負うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更。
- (2) 消防、通報、及び避難誘導の訓練の実施。
- (3) 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督。
- (4) 建築物、火気使用設備器具及び危険物施設等の点検、検査の実施並びに監督。
- (5) 火気の使用または、取扱いに関する指導監督。
- (6) 避難または、防火上必要な構造及び設備の維持管理。
- (7) 収容人員の管理。
- (8) 管理権限者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務。

(消防機関への報告、連絡)

第4条 防火管理者は、次の業務について、消防機関へ報告及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出(改正の際はその都度提出)。
- (2) 建築物及び諸設備の設置または変更時の事前連絡及び法令に基づく諸手続き。
- (3) 消防用設備等の設置に基づく届出。
- (4) 消防用設備等の点検結果の報告。
- (5) 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導要請。
- (6) 教育訓練実施時における指導要請。
- (7) その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項。

(消防計画の適用範囲)

第5条 会社に入出入りするすべての者に、この消防計画に定める事項を適用する。

(工事人等の遵守事項)

第6条 会社で工事を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 溶接その他の火気等を使用する場合は、作業計画を工事施工届出書に記入し、防火管理者に提出するほか、作業の実施にあたっては必要な指示を受けること。
- (2) 火気等を使用する作業にあつては、消火器等を配置すること。
- (3) 指定された場所以外で喫煙、焚き火等を行わないこと。
- (4) 危険物類の使用は、その都度防火管理者の承認を得ること。
- (5) 火気管理は、作業責任者が責任を負うこと。

(防火管理者への連絡)

第7条 次の事項を行う時は、防火管理者へ連絡承認を得るものとする。

- (1) 臨時に火気を使用するとき。
- (2) 建築物および各種設備器具を設置、または変更するとき。
- (3) 催物を開催するとき。

(火気使用の制限)

第8条 防火管理者は、次の事項を行うことができる。

- (1) 火災警報発令時の火気使用禁止または制限。
- (2) 喫煙禁止場所或いは喫煙場所の指定。

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理組織等

(予防管理組織)

第9条 平素における火災の予防および地震時の出火防止をはかるため、防火管理者のもとに、防火責任者、火元責任者を定めるほか、建築物、火気使用設備器具および危険物施設等の点検担当者を置く。

2 前項の編成は、別表第1および第2によるものとする。

(防火責任者の業務)

第10条 防火責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 火元責任者に対する業務の指導および監督。
- (2) 防火管理者の補佐。

(火元責任者の業務)

第11条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 平素における火気使用設備器具等の使用状態の適否確認およびその他の火気管理。
- (2) 地震時における火気使用設備器具等の使用火気消火および自動停止等安全装置の作動確認または消火。
- (3) 防火責任者の補佐。

第2節 火災予防に関する点検、検査および結果報告

(自主点検、検査の方法)

第12条 消防用設備等および建築物、火気使用設備器具、危険物等の点検、検査を実施するときは、法令に定める対象物毎に別表第3による点検、自主検査表に基づき実施するものとする。

(自主点検、検査の結果報告)

第13条 前条の点検、検査を実施した場合、各点検検査担当者はその結果を防火管理者に報告する。

2 防火管理者は消防設備士および消防設備点検資格者が行なった自主点検結果を、3年に1回消防機関へ報告するものとする。

(不備欠かんの整備)

第14条 防火管理者は、各点検、検査結果の報告に基づく不備欠かん事項について改修計画を樹立し、改修について各防火責任者に助言するほか、その促進を図るものとする。

第3節 震災予防措置

(震災予防措置)

第15条 震災予防措置について、第2章各節によるほか、次によるものとする。

- (1) 建築物の倒壊、避難通路等の避難障害の防止ならびに消防用設備等および消火活動上必要な施設に対する安全性の確保。
- (2) 火気使用設備器具等の転倒、落下防止および自動消火装置、燃料等の自動停止等についての安全性の確保。
- (3) 危険物施設における危険物品等の転倒、落下、浸水等による発火防止および油送管等の緩衝装置の安全性の確保。
- (4) 避難経路、避難場所の確保。

(地震後の措置)

第15条の2 地震直後においては、直ちに建築物、消防用設備等、火気使用設備器具ならびに危険物施設に対する緊急点検、検査を行い、必要な緊急措置を行う。

第4節 防災教育

(防災教育)

第16条 防火管理者は、次に定めるところにより防災教育を実施する。

- (1) 防火管理機構の周知徹底。
- (2) 防火管理上の遵守事項。
- (3) 防火管理に関する従業員の各自の任務ならびに責任の周知徹底。
- (4) 安全な作業に関する基本的事項。
- (5) 消防計画の周知徹底。
- (6) 震災対策に関する事項。
- (7) その他火災予防上必要な事項。

(講演会等)

第17条 防火管理者は、消防機関等が行う講演会および研究会等に参加するとともに、必要に応じて消防機関に教育要請を行い従業員に対する防火教育等を随時開催する。

第3章 自衛消防活動対策

第1節 自衛消防組織

(自衛消防隊の設置)

第18条 火災、地震、その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡および避難誘導等について、円滑、かつ万全を期すため自衛消防隊を置き、自衛消防隊長(以下「隊長」という。)は香西工場長とする。

- 2 自衛消防隊の編成および任務は、別表第3および第4のとおりとする。

第2節 権限および任務

(隊長の権限)

第19条 隊長は、自衛消防隊が火災およびその他の災害活動等における指揮、命令、監督等いっさいの権限を有する。

(隊長の任務)

第20条 隊長は、自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう総括的指揮統率を図るとともに、消防隊との連携を密にする。

(副隊長の任務)

第21条 副隊長は、隊長を補佐するとともに、隊長が不在の場合はその任務を行う。

(共同防火委員会総括管理者の任務)

第22条 総括管理者は、自衛消防隊を直接指揮し、災害の初動対応を行う。地区隊の自衛消防隊及び関係者と報告・連絡を密にする。また、状況に応じて、被災地区の地区隊に協力し、他の地区隊に対して支援を要請し活動させることができる。

第23条 共同防火委員会補佐は、総括管理者の補佐をし、災害の初動対応を行う。地区隊の自衛消防隊及び関係者と報告・連絡を密にする。また、状況に応じて、被災地区の地区隊に協力し、他の地区隊に対して支援を要請し活動させることができる。

(地区隊の指揮者の任務)

第24条 各部門及び子会社にそれぞれ地区隊を設置する。地区隊には指揮者を置き、担当地区の自衛消防組織を直接指揮し、災害の初動対応を行う。また、本部隊及び関係者への報告・連絡を密にする。

(自衛消防組織及び一般社員の役割)

第25条 自衛消防組織の隊員は、それぞれの役割に応じて隊長、指揮者、統括管理者の命に従い、任務を遂行し、あらゆる災害の初動対応を行う。

第26条 一般社員は、状況に応じて自衛防災活動に協力する。また、被災者を発見したときは救助または応援を求める。

第3節 自衛消防活動

(本部の設置および任務)

第27条 指揮係は、本部(指揮所)を MF 棟南側の展示場、または正門付近に設置し、第18条による自衛消防隊の本部任務を実施するとともに、危険物その他設備の関係資料の収集、消防隊との連絡を行う。

(消火活動)

第28条 自衛消防隊における消火活動は、出火場所の自衛消火班が中核となり、設置された消火設備をもって消火活動にあたる。

(避難誘導)

第29条 避難誘導班は、出火場所を確認した後、外来者を優先して避難誘導にあたり、それぞれ地上へ誘導する。

2 避難完了時、その人員の掌握にあたる。

(休日、夜間における活動体制)

第30条 休日、夜間においては別表第4により自衛消防組織を編成し、次の初動措置を行う。

- (1) 火災を感知した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、他の者に対して火災の発生を通知し、防火管理者等の関係者にも急報する。
- (2) 消防機関に対する誘導および火災発見の状況、延焼状況等の情報等の関係資料を提供する。

第4節 地震時等の活動

(地震時の活動)

第31条 地震時の活動は、第3章各節によるほか、次ぎの事項について行う。

(1) 出火防止の措置

- ① 火元責任者による火気使用設備器具の消火と確認を行う。
- ② 一般取扱所の各バルブを閉める。
- ③ タンクローリーからの給油中にある場合は、給油作業を停止し、タンクローリーを安全な場所に移動させる。
- ④ 停電した場合は、スイッチを切る。
- ⑤ 構内電話等の通信機器のテストを行う。

(2) 情報収集の措置

- ① 建物全般の異常の有無を把握し被災事項について、その対応措置をとる。
- ② 他からの飛び火により火災が発生しないよう警戒にあたる。

第5節 訓 練

(訓練の実施)

第32条 防火管理者は有事に際し、被害を最小限度にとどめるため別表第3に基づき訓練を行う。

- 2 防火管理者は総合訓練を年1回以上実施し、実施に際しては、あらかじめ消防機関に届けでる。

(消防機関への指導要請)

第33条 防火管理者は、訓練を実施する場合に必要と認めるときは、消防機関へ指導を要請する。